

法律・政策の改正・変化に呼応しつつ 連携・協調のなかで、求められる役割を果たす

日本病院会副会長の万代恭嗣氏は既に進行している人口減少に対して改めて、役割分担に基づく地域での協調を提案する。今後の医療機関の運営を検討するうえで重要なキーワードである「地域医療連携推進法人」、「感染症法改正」、「かかりつけ医機能」を紹介する。



一般社団法人日本病院会 副会長
医療法人社団 大坪会 北多摩病院 院長

万代 恭嗣 氏

出生数減少は深刻なレベル 既に地方は高齢者人口も減

「速報として、2022年の出生数は80万人割れというショッキングな報道がありました。コロナ禍の影響とも考えられますが、人口減少は加速していくでしょう」。日本病院会の副会長である万代恭嗣氏は、今後の医療提供体制についての取材に対して、

このように切り出した。

しかし、「大都市では高齢者人口が増加し、あと20年はそれが続くのでどの機能や規模の医療機関でも一定の医療需要を期待できます。一方、地方ではすでに高齢者人口の減少も始まっているので、医療機関は今の機能と規模を維持していくと経営が成り立たなくなります」と万代氏。

万代氏は特に地方に対してケアミックスを提案する。「1つの医療機関で完結させるか、複数の医療機関が連携するかはさまざまですが、急性期に特化していた医療機関は、急性期機能に加えて回復期、慢性期までカバーしていかなければならないでしょう」。

現在、落ち着きを見せている地域医療連携推進法人の設立が再び注目を集める可能性がある。民間と公立・公的の違いを超えて協調していかなければならない状況が迫っている。

人口増加期に各地で住宅や商業施設が郊外に展開したが、これが行動半径が小さい高齢者を中心に、受診効率を落としている。「国土交通省が提唱するコンパクトシティや小さな拠点政策のように、一定の機能を集約して効率化が必須の地域のなかで、

医療機関が核となる市街地再編も有効だと考えられます」と万代氏は語る。

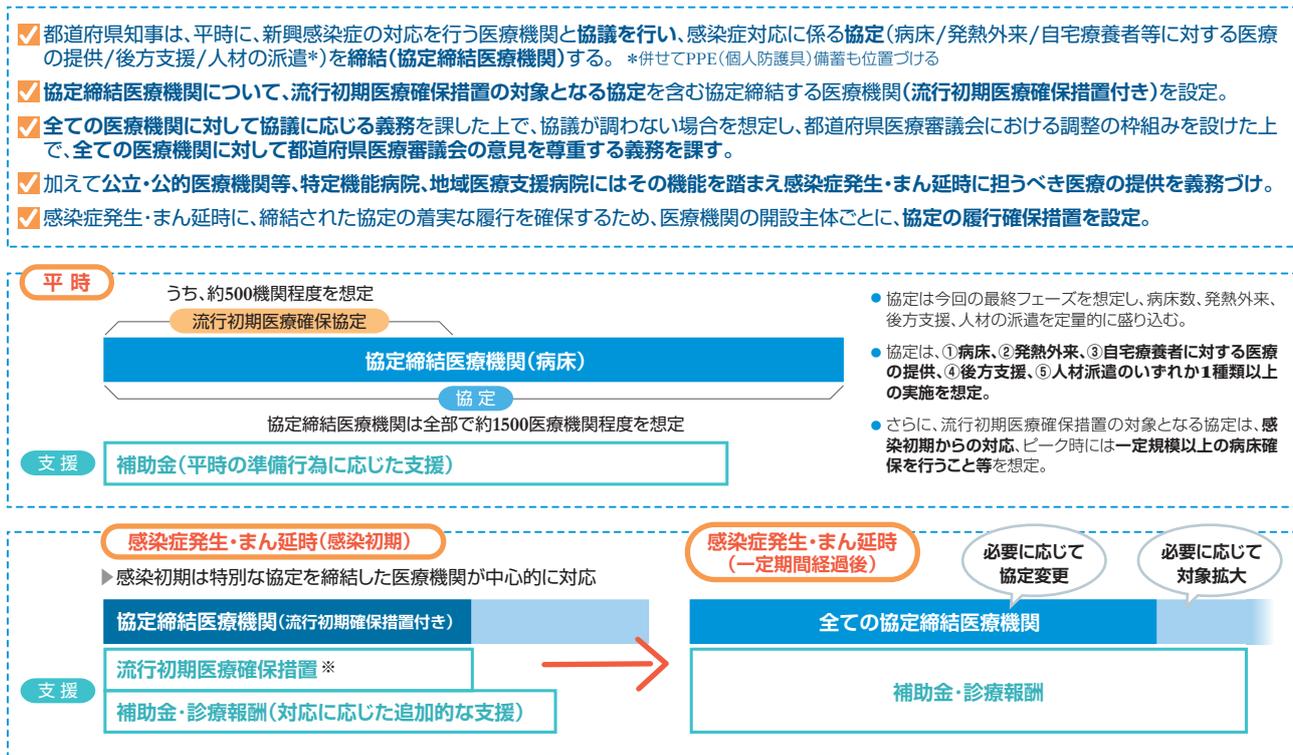
感染症対応に備えつつ 外来機能の検討も

感染症法が改正されて、「公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院にはその機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務づけ」られた(図1)。「これまでも、公立・公的病院は新型コロナウイルス感染症に対応してきたと思いますが、一般診療に影響しない体制を構築しておくことが求められたと考えます」と、万代氏。

今後の入院患者数予測に応じた病床数調整で、使用しなくなった病棟を感染症病棟に活用するなどの方法が考えられる。しかし、現実的には「『今いるみんなで頑張りましょう』で、最初に対応することになります。速やかに感染防御の方法を確立してスタッフを守りながら治療して、感染規模予測に応じてキャパシティを調整していくことになるでしょう」(万代氏)。

外来機能分化も自院の将来像の検討に影響を与える。緩やかなゲートキーパー機能の発揮が求められるなか、高度の専門的医療を実施する急

図1 都道府県と医療機関の協定の仕組み



* 初動対応は特にハードルが高いことから、履行確保措置とセットで感染流行初期に財政的な支援を行う仕組みを設ける。一定期間の経過により、感染対策や補助金・診療報酬が充実すると考えられることから、以後は補助金・診療報酬のみの対応とする。具体的な期間は、感染症の流行状況や支援スキームの整備状況等を勘案して厚生労働大臣が決定する。

出典：第92回社会保障審議会医療部会「感染症法等の一部を改正する法律案について(参考資料)」を改編

性期を担う医療機関は紹介受診重点医療機関としての役割が期待される。専門的医療が終了し、安定したら患者の最寄りの診療所や中小病院へ逆紹介で戻していく。

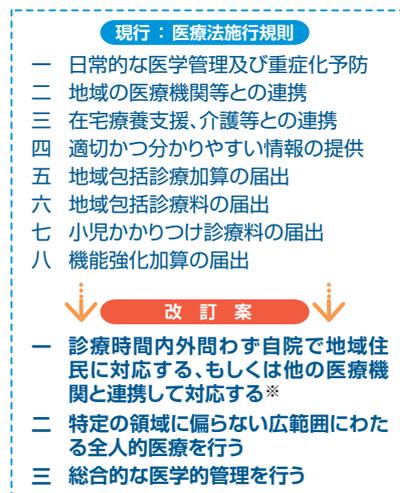
加えて『「かかりつけ医機能」も重要なキーワードである』と万代氏は指摘する。かかりつけ医とかかりつけ医機能は別物で、後者の定義に対して日本病院会は提言を行っている(図2)。

「現行のかかりつけ医機能の定義は不明確として、改正案を作成しました。この機能の担い手が1人の医師であるという誤解を解きながら、院内のさまざまな診療科の医師のチームでこの機能を有効に果たせることを想定しています」(万代氏)。休日・夜間

にかかわらず求められるかかりつけ医機能を果たせる体制を想定するならばチームでの対応が適している。すなわち、『「特定の領域に偏らない広範囲にわたる全人的医療を行う」ためには総合医のみをイメージしがちですが、複数の診療科の専門医によるチーム医療でこの機能を提供していくことも検討すべきではないでしょうか』と万代氏は問いかける。

将来に向けた医療機関の対応は、地域の人口とその分布、周辺の医療機関との役割分担などでそれぞれ異なる。「何をしたいか」ではなく、「何を求められているか」でそれぞれの医療機関の未来像は異なっていくようだ。

図2 「かかりつけ医機能」の定義



* 患者の病状や当該医療機関の当日の人員体制などの理由から自院のみで対応することができない場合でも、身近な地域の医療機関と相互に補完しあい、「かかりつけ医機能」を確保する

出典：一般社団法人日本病院会「「かかりつけ医機能」に関する提言」(2022年11月2日 加藤勝信厚生労働大臣宛)を改編